

# 「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」

## 会 則

平成26年6月6日

大 阪 H I T E C 事 務 局

## 第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は、大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大阪市内に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、「ヒートアイランド対策の推進」の一環として、「産学官民によるパートナーシップの構築」、「知見の収集と整理」、「技術開発」、「普及啓発」などを通じ、ヒートアイランド現象緩和への貢献を目指す。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヒートアイランド対策技術に関する調査研究及び提言
- (2) ヒートアイランド現象の緩和のための方策に関する関係諸機関・団体との連携
- (3) 前各号に関する啓発及び広報
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、法人及びこれに準ずるもの（以下、「法人会員」という。）、個人（以下「個人会員」という。）、国、地方公共団体、公的機関、学識経験者等で総会において認められたもの（以下「オブザーバー」という。）で構成する。

2 会員として入会しようとする者は、理事長に対し、これを届け出なければならない。

3 会員は、所定の退会届出書を事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

4 会員が、会費を2年以上滞納した場合は、理事会の承認を経て、退会したものとみなす。

5 会員が、この会則に反する行為をなしたとき、または本会の名誉を傷つけたと理事長が認めたときには、理事会の承認を経て、その会員を除名することができる。

6 会員の議決権は、法人会員については、一口毎に5票、個人会員については、一口毎に1票とする。

7 会員に関し必要な事項は、この会則で定めるものを除き、理事会において定める。

## 第4章 理事、監事

(理事)

第6条 本会に、理事を置く。

- 2 理事は、5名以上とする。
- 3 理事は、会員の中から総会において選任する。
- 4 理事のうち、理事長、副理事長を置く。
- 5 理事長、副理事長は、理事会において理事の中から各一名を選任する。
- 6 理事は、この会則の定めるところにより、本会の業務を執行する。

(監事)

第7条 本会に、監事を置く。

- 2 監事は、2名以上とする。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 監事は、本会の会計および業務執行の状況を監査する。
- 5 第3項の規定にかかわらず、監事は、一名を大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長、一名を大阪市環境局環境施策部長とする。

(任期)

第8条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事及び監事は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

## 第5章 総会

(総会)

第9条 本会に、総会を設置する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、本会の最高機関として、本会の事業に関する次の重要事項を決議する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 理事及び監事の選任又は解任
  - (6) 会費の額
  - (7) 借入金（その年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
  - (8) その他運営に関する重要事項
- 4 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 5 通常総会は、毎年1回開催する。

- 6 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の総議決権の内、5分の1以上の議決権を有する者から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が第7条第4項の規定により必要と認めたとき。
- 7 総会の議長は、理事長の指名にもとづき、その総会において、出席した会員の有する議決権の過半をもって選出する。
- 8 総会は、総議決権の2分の1以上を有する者の出席をもって成立する。
- 9 総会における付議事項は、理事会があらかじめ決議した事項とする。
- 10 総会の議決事項は、出席した会員の有する議決権の合計のうち、その過半をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として議決権を委任し、又は、議長に対し、その議決権を一任することができる。
- 12 総会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。議事録には、その会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (理事会)

- 第10条 本会に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、理事で組織し、理事のうちから互選により理事長、副理事長を選任する。
- 3 理事会は、総会に付議すべき事項及びその他総会の議決を要しない本会の業務執行に関する事項を決議する。
- 4 理事会は、年1回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要請があったときは、臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれを行う。理事長が欠けたとき又は理事長が理事会に出席できない場合には、副理事長がこの任を代理する。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議は、持ち回りにより行うことができる。

### (部会)

- 第11条 理事会が必要と認めた場合、一または複数の部会を設置又は廃止することができる。
- 2 各部会は、1名の部会長及び複数の部会委員で組織する。
- 3 会員は、各部会の部会委員となることができる。
- 4 各部会の部会長は、各部会委員の互選とする。
- 5 部会長は、その担当する部会を総理する。

- 6 各部会は、専門的事項について、個別に調査研究を行うとともに、その実現化方策など対応方策の検討を行い、また、定められた業務を執行し、理事会に報告する。
- 7 各部会は、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。
- 8 ワーキンググループは、主査一名、幹事数名、ワーキンググループ委員で構成する。
- 9 主査は、ワーキンググループ委員の互選とする。
- 10 主査の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 事務局

### (事務局)

第12条 本会に、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 事務局の職員は、事務局長が選任する。
- 5 事務局長は、事務局を総理する。
- 6 事務局は、本組織の運営および事業推進を行い、事務全般を処理する。
- 7 事務局長及び職員は、理事会の承認がある場合に限り、有給とすることができる。

## 第8章 会計

### (経費の支弁)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

### (会費)

第14条 本会の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法人会員 1口5万円
- (2) 個人会員
  - ① 企業に勤務する個人 1口1万円
  - ② 大学、試験研究機関、行政機関、公的機関に勤務する個人 1口5千円
  - ③ 学生 1口1千円
- 2 法人会員及び個人会員は、一会計年度毎に1口以上の会費を負担する。
- 3 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### (会費年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第16条 本会の事業計画案及び収支計画は、事務局長が作成し、作成後最初に開催される理事会の承認の上、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および収支決算)

第17条 本会の事業報告及び収支決算は、事務局長が作成し、毎会計年度終了後初めて開催される理事会の承認の上、総会の議決を得なければならない。

附 則

1. この会則は、本会の設立総会のあった日から施行する。
2. 本会の設立当初の会員は、第5条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
3. 本会の設立当初の理事長、副理事長、理事、監事、事務局長、部会長は、第6条第3項、第7条第3項、第10条第2項、第11条第4項及び第12条第3項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
4. 本会の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、初年度については本会設立のときから平成19年3月31日までとする。
5. 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

附 則

- この会則は、平成19年6月8日から施行する。  
この会則は、平成20年3月26日から施行する。  
この会則は、平成20年6月11日から施行する。  
この会則は、平成21年6月5日から施行する。  
この会則は、平成26年6月6日から施行する。